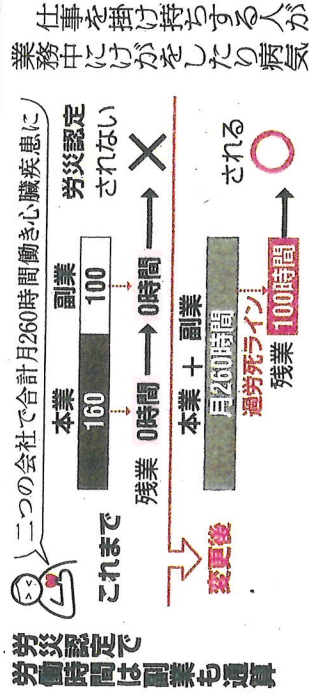


# 労災 副業の労働時間合算

## 厚労省案 認定ハードル低く



仕事を持ち持ちする人が  
業務中けがをしたり病気  
になつたりした場合、労働  
災害と認定するうえで判断  
要素となる残業時間の計算  
方式が見直される。いまは  
複数の勤め先があつても残  
業時間は会社ごとに出すた  
め、労災認定のハードルが  
高い。厚生労働省は複数社  
の労働時間を通算したうえ  
で、法定労働時間を超える  
残業時間を出す方式に改め  
る。兼業や副業をする人が  
増えるなか、いまよりも過  
労死などが労災に認定され  
やすくなる。

10日に開かれた労働政策  
審議会の部会で見直し案が  
大筋了承された。厚労省は

来年の通常国会に労災補償  
保険法の改正案を提出し、  
早ければ2020年度中の  
施行をめざす。  
仕事中のけがや病気で働  
けなくなった場合に労災と  
認定されると、労災保険が  
給付される。  
たとえば本業のA社で週  
40時間、副業のB社で週25  
時間働く人が心臓疾患で倒  
れたとする。いまの仕組み  
だと、労働時間は本業が月  
160時間、副業は月10  
0時間と会社ごとになるた  
め、いずれも法定労働時間  
(週40時間)の4週分に収  
まり、どちらの会社も残業

時間は「ゼロ」になる。  
見直し後は、月の労働時  
間は合計で260時間と計  
算される。残業時間は月1  
00時間の「過労死ライ

ン」に触れ、労災の認定基  
準を満たす。  
総務省の17年調査による  
と、正社員やパート、派遣  
などを含めて複数の職場で

雇われて働く人は、10年前  
よりも約25%増えて約12  
9万人に達する。おおよね  
3分の2は本業の所得が2  
99万円以下だ。(濱原卓)

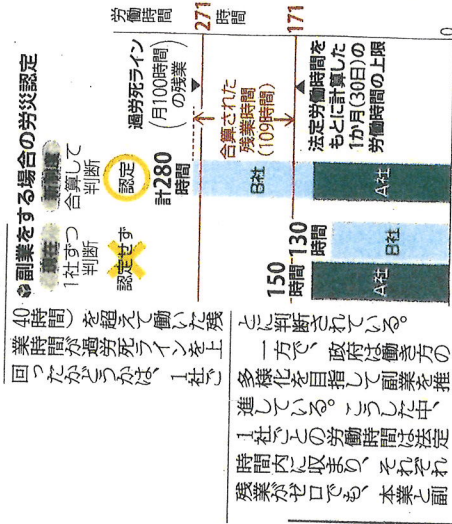
# 労災認定 本業と副業合算

## 残業時間 来年度にも新制度

副業を持つ人の労災について検討していた厚生労働省の諮問機関・労働政策審議会の部会は10日、本業と副業の労働時間を合計し、残業時間を計算し、労災認定につながる新制度を導入することで合意した。政府は来年の通常国会に労災保険法などの改正案を提出し、早ければ来年度にも新制度がスタートする見通だ。(解説 濱原卓)

長時間労働を原因とする  
労災の認定基準として、国  
は、兼業など1か月の残業時  
間が100時間による場合  
などを「過労死ライン」と  
定めている。

現行の労災制度では、本  
業と副業など複数の会社で  
働く人について、労働時間  
を合算するとは認められ  
ていない。このため、法定  
労働時間(1日8時間、週  
40時間)を超えて働いた残  
業時間から過労死ラインを上  
回ったかどうかは、1社し  
て判断されている。



業を含む総労働時間で  
みよ、過重労働となるこ  
とが懸念されていた。  
新制度は、本業と副業  
の総労働時間のうち、法定  
時間より多く働いた時間  
(残業時間)が過労死ライ  
ンを超えれば、労災認定に  
つながる。また、現行の制  
度では、労災保険の補償額  
は事故が発生した就業先の  
みの賃金に基づいて計算さ  
れているが、新制度では本  
業と副業両方の賃金をべー

スによる方針により、  
補償額が増える。さら  
に、職場での「心理  
的ストレス」についても  
本業と副業の両方で受けた  
ストレスを総合的に考慮し  
て労災かどうか判断する。  
ただ、本業の会社が副業  
の勤務状況を把握して  
過労を防ぐかは、労災審  
理については課題も多い。  
この点については現在、同  
審議会の別の議論で、労働  
時間の管理方法などの検討  
が進められている。

## 本業と副業 実態どう管理

### 労災認定合算

副業の推進は、政府の働  
き方改革の一つに位置づけ  
られている。総務省の調査  
によると、副業を持つ人は  
2017年時点で約129  
万人に上るとされ、希望者  
も年々増加している。  
本業と副業をこなすとい  
うことは、多様な働き方に  
つながる一方で、労働時間

が増える懸念もある。今回、  
国は個々の会社での働き方  
や責任には踏み込みます、両  
方の労働時間を合算した結  
果として過労死ラインを超  
えていたら労災につながる  
——という方針を決めた。  
だが本当に大切なのは、過  
重労働を防ぐために、本業  
と副業の労働時間や勤務実  
態を誰がどう管理するか、  
ということだ。  
労働者の自己申告をもと

に本業の会社が管理する  
——という案もあるが、労  
使からは「他社の働き方ま  
で指導、管理できない」「労  
働者本人が副業を知られた  
くないケースもあるので、  
は、などの意見も出ており、  
議論は進んでいない。  
厚生労働省によると、副  
業の働き手の約6%は、本業  
の年収が299万円以下  
で、生計を立てるために仕  
事を掛け持ちせざるを得な  
い人も多いとみられる。企  
業の協力を求めながら、早  
くルールを作ることが重要  
だ。(糸井裕哉)